

## 10月は浄化槽月間です

浄化槽は、家庭からの生活排水をきれいな水に浄化し、地域の快適な生活環境を守る役割を担っています。

浄化槽法では、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。地域の水環境を守るため、適切な維持管理を行いましょう。

### 保守点検

浄化槽の保守点検、付帯設備の補修や消毒剤の補充などを行います。専門的な知識を持った浄化槽保守点検業者に委託してください。

### 清掃

浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りを行います。浄化槽清掃業許可業者に委託して、年1回以上実施してください。

### 法定検査

保守点検、清掃により浄化槽の管理が適切に行われているかを検査します。浄化槽法第11条により年1回受検が義務付けられています。県指定検査機関にお申込みください。

### 指定検査機関

(一財) 静岡県生活科学検査センター

☎054-621-5863

### 問合せ先

環境対策課(清掃センター内) ☎22213

賀茂健康福祉センター環境課 ☎242053

## 下田おもてなしプログラム参加者募集

市及び(一社)下田市観光協会では、日々変化している「下田の観光」について知ってもらうため「下田おもてなしプログラム」を開催します。この研修は、市内観光施設を実際に見学してもらい知っているようで知らなかった下田の魅力を再認識し、訪れた方に紹介できるような研修となっています。

主に観光業従事者を対象とした研修ですが、一般市民の皆さまもご参加いただけます。

**開催日時** 令和3年10月22日(金)9時集合(17時頃までを予定)

**集合場所** 道の駅開国下田みなと 4階会議室3

**研修内容** 講話及び市内観光施設等の見学(見学場所は変更になる可能性があります。)

**参加費** 無料(昼食は各自負担。下田ガイドマップ加盟店をご利用ください。)

**募集人数** 10人 ※事前予約制

**申込期限** 10月15日(金)

**備考** 参加者は市内在住者限定

※定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止とさせていただきます場合があります。

### 申込・問合せ先

観光交流課観光企画係(窓口⑩) ☎223913

## 10月は里親月間です

子どもたちは、暖かい家庭生活を提供してくれる里親を求めています



問合せ先 福祉事務所社会福祉係(窓口⑥) ☎22216

子どもが健やかに成長するためににはたくさんの愛情が必要です。しかし、親の病気や死別、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で養育されることが難しい子どもたちがいます。

里親制度は、このような子ども達を自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって、家庭的な雰囲気の中で養育する、児童福祉法で定められている制度です。

### 里親になるには？

- ① 特別な資格は必要ありませんが、一定の要件があります。
- ② 子どもに理解を持ち、養育に対する熱意と豊かな愛情を持っていること
- ③ 心身ともに健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること
- ④ 子どもの養育に支障のない程度に、収入及び住居のゆとりがあり、健全で明るい家庭生活が営まれていること(親族里親は除く)
- ⑤ 禁錮以上の刑を執行中又は執行猶予期間中でないこと

里親の申込みは年間を通じていつでも受け付けています。県が実施する研修を修了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。

### 里親になったら？

- 児童相談所が面会や交流を繰り返した上で、養育をお願いします。
- 子どもの養育をお願いします。
- 子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が支払われます。
- 子育ての悩みや不安には、児童相談所が相談に応じます。

### 里親の種類は？

- 里親には、委託期間や目的などによって4種類あります。
- 養育里親**：子どもが自らの家庭に戻ることができると、又は自立できるまで養育する里親
- 専門里親**：虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子どもや非行のある(非行に結びつくおそれのある)子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する里親
- 親族里親**：保護者が亡くなった又は行方不明等となった子どもを、その子どもの3親等内の親族が里親としての認定を受けて養育する里親
- 養子縁組希望里親**：養子縁組によって養親となることを希望する里親

### 里親の申込みについて

福祉事務所社会福祉係

(窓口⑥) ☎22216

賀茂児童相談所

☎242038

### 里親制度について

県子ども家庭課

☎054-2221-3760

賀茂児童相談所

☎242038

## 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

問合せ先 厚生労働省コールセンター ☎0120-811-166  
福祉事務所社会福祉係(窓口⑥) ☎22216

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国から給付金が支給されます。

※ひとり親世帯の子育て世帯生活支援給付金を受給された方は対象外です。

### 児童1人当たり一律50,000円

対象	対象	対象
令和3年4月分の児童手当、特別児童扶養手当の受給者のうち、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方	高校生のみのお子さんがある世帯で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が非課税水準である人
申請 不要	申請 必要(市に申請) 期限 令和4年2月28日まで	申請 必要(市に申請) 期限 令和4年2月28日まで
支給時期 8月末(支給済)	支給時期 受付審査後	支給時期 受付審査後



助けあい、支えあう  
「年金」で  
とても大事

年金というと、「老齢年金」のイメージがありますが、現役世代の方でも、病気やけがなどで障害が残ったときに、「障害年金」が支給されることがあります。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。障害の原因となった病気の初診日(最初に診療を受けた日)に、どの年金制度に加入していたかによって、受給する障害年金の種類が決まります(初診日が国民年金に加入中の場合は、障害基礎年金になります)。

次の条件を全て満たしている場合、障害基礎年金を受給できます。

- ◎20歳で国民年金に加入しているときや、20歳前又は60歳で厚生年金に加入していない期間に、障害の原因になった病気やけがの初診日がある。

◎病気やけがによる障害の程度が、障害認定日(※)又は20歳に達したときに、障害年金の1級又は2級の状態になっている(障害者手帳の級とは異なります)。

障害の程度を定める日、初診日から1年6か月が経過した日、又は1年6か月以内にその病気やけがの症状が変わらなくなった(固定した)場合はその日。

※障害認定日とは、障害の程度を定める日、初診日から1年6か月が経過した日、又は1年6か月以内にその病気やけがの症状が変わらなくなった(固定した)場合はその日。

◎初診日のある月の前々月までの年金加入期間で、年金を納めた期間と免除を受けた期間が3分の2以上ある、又は初診日のある前々月までの直近1年間の年金加入期間に保険料の未納期間がない。

※20歳前に初診日がある場合は、納付の条件はありません。よくある質問

Q 通院を始めてから遡って未納期間の国民年金保険料を納付しても、障害基礎年金は受けられますか?  
A 受けられません。納付要件は、初診日の時点の状態を確認します。

問合せ先 市民保健課国民年金係(窓口③) ☎23922